

## 公益法人の見直しに思う

財団法人 日本塗料検査協会 評議員

東京理科大学理学部教授 理学博士

浜田 修一

国民大多数の圧倒的な期待を受けて小泉内閣が発足し、再生日本を目指して多くの改革を推進しようと努力しています。その中で、昨今注目されているのは、157の特殊法人・許可法人の見直しであります。これら法人の事業は国や地方の行政や財政に大きな影響を与えるものであり、これらの積極的な改革が望まれています。新聞報道によれば、具体的な事業見直し案が8月に公表されるとのことで、この小文が印刷される頃には具体案が見られることと期待しています。

一方、当協会が由ってたつ財団法人や社団法人制度の見直しが進められていることは周知のとおりです。現在、国と都道府県所管の財団法人や社団法人は約28000といわれています。これら法人は民法第34条に基づいて設立されている狭義の公益法人であります。その本来の目的たる「公益に関する事業」、「非営利」が社会・経済情勢の推移によって歪められ、時代にそぐわなくなってきたことは事実です。また、最近のKSD事件のような極めて醜悪な事例が発覚しました。このような理由から、平成8年9月の閣議決定「公益法人の設立及び指導監督基準」、翌平成9年12月の指導監督基準一部改正によって各公益法人はそれぞれ所管監督官庁の指導の下、「指導監督基準」に適合するよう求められました。

公益法人の健全かつ継続的な管理運営の観点から、指導監督基準項目の一つとして、少なくとも理事および監事の構成を業界の関係者が占める割合は理事現在数の2分1以下とするよう求められています。当協会をはじめ、塗料関係団体はその設立の趣旨からして同じ業界の関係者が多くを占めるのは当然の成り行きであります。これを指導監督基準

に適合させるにはかなり厳しい選択を強いられることとなります。当協会ではすでにこの基準をクリアしていると伺っていますが、かなりご苦心されたことと思います。

公益法人は、前述のように、「公益性」と「非営利」から税制上の優遇措

置をうけている以上、その性格は十分な透明性を維持する必要があります。しかし、公益のための活動とは言えない団体も公益法人として許可されている場合も多く、また、天下り的な受け皿としての公益法人が存在することも事実のようであります。これら法人は営利法人やごく最近に議決、公布された中間法人への移行を余儀なくされます。さらに、正当な理由がなく長期間にわたって事業を行わない多数の休眠法人や所管不明な法人の整理整頓が望まれています。当協会のように真面目に事業を進めている団体にとってはいささか困惑を禁じ得ないでしょう。

社団法人や財団法人だけでなく、民法以外の特別法による広義の公益法人についても大胆な見直しが見られます。たとえば、オウム事件に見られるような宗教法人のあり方について国民の大多数は不信の念を持っているでしょう。いわゆる「信教の自由」が見直しに対する壁になっているでしょうが、一日も早く納得のいく方策を見出すことが望まれます。

